一月の園芸センターだより

新年、あけましておめでとうございます。園芸センターでは、開設八年目を迎え、樹木や草花、鉢物の展示、園芸相談や講習会、草花の配布などの業務を通じて、緑と花の普及推進に一層努めてまいりますので、よろしくお願いします。

近年、各地で「緑の相談室」が開設されていますし、当センターで行う講習会や電話相談なども年々利用者が増えており、皆様の園芸に対する関心が高くなっているように感じられます。大いにセンターをご利用下さい。

家庭園芸

ご相談は 園芸センター(☎86—1034)へ。月曜日は休園です。(月曜が祝日のときは火曜日休園)

さて、これから外は花がすっかり無くなってしまう季節、温室内の鉢花をご観賞下さい。プリムラ類、洋ラン類、シクラメン、ポインセチア、シネラリアと盛りを迎えます。当センターは、信越線、越後石山駅のすぐ脇に位置していますので、汽車ですと便がよいかと思います。また、バスですと、バスセンターから、六・七・八・九番線に乗車し、山二ツ停留所で下車、徒歩五分です。月曜日が休園日となりますのでお間違いのないようお願いします。

中国残留孤児

謝明(山崎稔)さん市長と歓談

中国残留孤児の肉親捜しで、市内石山六の山崎健次さん(六七歳)、ヨシイさん(六三歳)夫婦の二男稔さんと確認された謝明さん(三八歳)が、先月十三日、両親と一緒に市役所を訪れ、若杉市長にお礼のあいさつをしました。

若杉市長は「長い間ご苦労さまでした。ほんとうによかったですね」と、にこやかに出迎えた後、中国の地図を広げながら、向こうの暮らしぶりや将来のことなどを尋ねました。

これに対して謝明さんは、「中国では農業をやり、大豆とかとうもろこしなどを作っている。日本に帰って永住したい気持ちだが、言葉や養父母の問題もあり、帰ってからよく考えたい」とこたえていました。

最後にお父さんの健次さんが「ほんとうにうれしく思っています。〝稔〟という名前は、これから先、大きく実って(育って)もらいたいと思って付けました」とお礼を述べました。

謝明さんは、十九日中国へ帰りました。

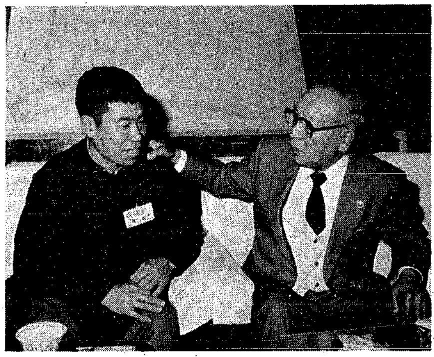

若杉市長と歓談する謝明(山崎稔)さん(左)

「多くの農業技術を習得」

黒龍江省農業研修生が帰国

「新潟で日本の農業技術を学ぼう」と、昨年五月、市の友好都市ハルビン市から派遣された農業研修生六人が研修を終えて、先月十三日、若杉市長を訪れ、帰国のあいさつをしました。

若杉市長を訪れたのは、王維森さん、馬国強さん、梁福さん、王忠煥さん、李興式さん、夏樹枝さんの六人。一行は、黒龍江省農業研修生受入実行委員会(県、市、県農協連など七団体で組織)の招きで新潟入りしていたものです。

以来七カ月間、農業大学校や園芸試験場などで研修をする一方、弥彦村、岩室村など県内各地の農家で生活しながら養豚、酪農、そ菜、養鶏、稲作——などの技術を学んでいました。

一行を代表して王忠煥さんが「日本の社会や農業に関する知識をたくさん学びました。どうもありがとうございました」と感謝の言葉を述べました。これに対して若杉市長は、「習得された農業技術をハルピンに帰ったら大いに活用して、日本をしのぐような国になって下さい」と、別れのあいさつをしました。

くらしの豆知識 ㊿51

最近の食品添加物

食品添加物に対する批判の声が聞かれるようになってから、かなりの年月が経っていますが、一方で添加物の需要も相変わらず根強くなっています。

現在、日本で使われている添加物は、厚生大臣が許可している合成添加物三百四十七種と、規制対象外の天然添加物数百種と見られます。これらを使用する場合は、①食品製造に不可欠な場合 ②食品の製造を合理化する場合 ③食品の鮮度保持と食中毒の予防 ④品質の改良 ⑤栄養素の強化 ⑥嗜好性の向上—などがあります。

しかし、最近は添加物に頼る代わりに、別な方法で同じ効果をあげようとするケースが増えています。例えば、保存料や酸化防止剤の代わりに真空パックや還元鉄を主成分とする脱酸素剤が利用されています。

いわゆる無添加食品も見かけますが、食品によっては微生物の繁殖により、購入後短時間で変質することもあるので、冷蔵庫で保存したり、食べる時加熱するなど、その取り扱いには十分な注意が必要です。

食品添加物は、たとえそれが天然のものであっても、食品本来の成分でない場合が多くあり、どうしても使わなければならない場合に限って必要最小限使うべきものです。

食品衛生法では、約二百種類の合成添加物をはじめ天然添加物の一部についても使用基準を設け、使用できる食品、使用目的、使用限度量などを規制しています。

着色料、保存料など主要な食品添加物を使用した場合には、その旨を表示しなければならないことになっています。加工食品を購入するときには、良く表示を見るよう心がけましょう。

新潟市では消費生活センター(☎28—八一〇〇)が相談の窓口になっています。

近藤くんのハルピン通信 ⑨

十二月を迎え、ハルピンの冬の風物詩〝氷灯〟(氷祭り)開催まで一カ月と迫りました。しかし、今のところ割りと暖かで、例えば校内のグラウンドに特設された屋外スケート場の氷も日昼は溶け出すほどで、まだ会場の兆麟公園では氷を彫る作業に入っていないようです。

腸詰め、月餅、酒糖

——うまい食べ物——

今日はハルピンの特色ある食品産業を紹介します。腸詰め(ソーセージ)はこちらの人々にも喜ばれている食品の一つです。市内に幾つかの工場があるのですが、中でも道外区にある正陽楼の腸詰めは七十年以上の歴史があり有名です。

また、中秋節に食べる月餅は、老鼎豊という老舗の月餅がやはり七十年以上の歴史があり、全国に名を馳せています。今年の中秋節の前後一カ月に、二百十トンの月餅を生産したそうです。先日ここの試作品を食べる機会に恵まれ、果実の砂糖漬け、はちみつ、あずきのあん入りなどの各種月餅を試食しました。また、酒糖と呼ばれる白酒(中国の蒸留酒五五～六〇度)、ぶどう酒入りのチョコレートもハルピンの特産に挙げられます。特に市内の二大百貨店の一つ松花江百貨大楼の酒糖は最も歴史が古い酒糖です。

ここで作られるロシア風の大きな円型のパンも有名です。もともと、この百貨店は一九〇〇年ロシア人によって建てられたもので、ロシア人のパン作りの技術が今も伝えられているものです。ですから、このパンの名でロシア語からの音訳である〝列巴(リエパ)〟という呼称が今でも使われています。

季節的にずれてしまいますが、ハルピンはビールの大消費地としても全国に有名です。主な銘柄に、太陽島ビール、ハルピンビールなどがあります。

(十二月二日)

法律が一部改正

〝建設木くず〟が産業廃棄物に

—4月1日から—

市では、生活環境を保全し、市民の健康を守るため、産業廃棄物の適正処理に力を注いでいます。

このたび、法律の一部が改正されました。

改正の主なものは①建設業者などが工作物を除去した際に発生する木くずを産業廃棄物として指定する②施行期日は四月一日から③施行に必要な経過措置を講ずる——などです。

なお、この建設木くずには、自分で壊した小屋などの木くずや、新築時に発生する丸太材の端切れ、足場材などは従前どおり一般廃棄物として扱われます。

この改正によって、①処理責任が建設業者に移行する②建設木くず処理業の許可、処理施設などの届け出事務が、市外は県知事、市内は新潟市長に移管し、処理体制の広域化が図れる③処理体制の広域化により建設木くずの再生利用の促進が図れる——などの処理体制の合理化と適正処理の効果が期待されます。

産業廃棄物は、人の健康や動植物の生育に悪影響を与えないよう、種類や性状に応じて定められた基準に従って処理することが定められています。

木くずの場合は、処理しやすいように破砕して最終処分場に埋め立てなければなりません。焼却処分する方法もありますが、野焼きによる処分は新潟市のように人口が密集しており、住宅地が散在しているような場合には、環境保全上の支障が生じますので認められません。従って、きちんとした焼却施設により焼却処分しなければなりません。

また、産業廃棄物は、排出業者自らの責任で、適正に処理しなければならないことが法律に定められています。建設工事の場合の排出責任者は、元請業者になります。従って自ら処分するか、産業廃棄物処理業者に処理を委託するかしなければなりません。許可のない人に処理を委託すると罰せられます。ご注意下さい。

問い合わせ 公害規制課へ

五日町スキーの集い

日時 1月22日(貸し切りバス、日帰り)
行き先 五日町スキー場
集合時間・場所 午前6時半(大要劇場脇、第四銀行本店脇、市陸上競技場)
対象 市内在住、在勤の青少年40人
参加費 2,500円(初参加者は250円加算)
申し込み 1月17日までに、参加者を添えて勤労青少年ホーム(古町13、☎22—2728)へ(先着順)

「さいの神」に参加を!

持参品 松飾り、書き初め、するめ、もち、おわんなど
問い合わせ 西地区公民館(☎61—0031)

月日	時間	場所
1・8	午後5時～	笠木小学校前の水田
1・16	午後5時～	小瀬小学校グラウンド

坂井輪地区スキーの集い

期日 1月28、29日(一泊二日)
行き先 六日町ミナミスキー場
定員 50人(先着順)
参加費 大人8,000円、小人7,000円
申し込み 電話で坂井輪地区公民館(☎69—2043)へ

六日町スキーの集い

期日 1月22日午前7時半出発、午後7時帰着
行き先 六日町ミナミスキー場
対象 自分でスキーをはけ、リフトに乗れる程度45人(先着順)
費用 2,000円
申し込み 費用を添えて鳥屋野地区公民館(新和113—30)へ

成人の日のつどい

日時 1月15日午前10時半～正午(受け付けは午前10時～)
会場 市体育館
対象 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた人
内容 式典とつどい　※当日は手話通訳がつきます。

鳥屋野地区公民館講座案内

会場 鳥屋野地区公民館
申し込み 1月14日までに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、返信用封筒(60円切手貼付)を同封のうえ、会場(〒950新和113～30)へ

教室名	日時	定員	経費
木目込みびな	1月24日～2月14日 毎(火)午前10時～正午	30人	8,500円程度
初心者のための茶道(裏千家)	1月25日～3月28日 毎(水)午前10時～正午	20人	2,500円

北地区公民館催し物

会場 北地区公民館(☎59—7330)
申し込み 1月20日までに電話で会場へ

〈新年カルタ大会〉
日時 1月22日午前10時～
内容 百人一首
持参品 昼食

〈第1回北地区書き初め大会〉
日時 1月22日午前10時～正午

対象	課題
一般	字句、書体、書風すべて自由
学生	中学生「自然美の探究」(行書も可)、小6「年賀状が来る」小5「新年のお年玉」、小4「親しい友」、小3「うめと松」小2「つるかめ」、小1「ゆき」

その他 書道用具と練習用紙を持参、清書用紙は当日会場で配布します。
褒賞 入選の賞状を授与(学生の部のみ)